

資料 1

平成25年度第3回震災復興推進本部会議 審議・報告

提出日：平成25年6月25日

担当部・課：総務部防災対策課〔内線 4173〕

① 件名
津波避難タワー整備指針について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 今次の津波に対し、安全に避難することができる高台や、高層建築物から遠かったために命を落とした市民が多くいたため、市民の安全対策を図る必要がある。
【目的】 本市の津波避難困難区域において、いち早く津波から市民の安全を確保するため、石巻市地域防災計画に基づき、安全に避難できる高台から遠い地区に、津波避難タワーの整備を行う。ただし、候補地の近隣に津波避難ビルの指定が行われる場合は、候補地の見直し・調整を行う。
③ 拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠令】 災害対策基本法 第40条 【個別計画との整合性 個別計画の位置付け：有・無】 石巻市地域防災計画 【津波災害対策編】第2章 津波災害予防対策 第5節 津波対策 5 緊急一時避難所等の確保 (1) 緊急一時避難所等の指定
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
1 平成24年度：仕様の検討、整備候補地の選定 2 平成25年度：整備指針の決定、実施設計、施工
⑤ 主な内容
1 津波避難タワー整備計画の主な内容 (1) 目的 津波災害から市民の安全を確保するため、災害時備蓄品倉庫機能を併せ持つ、津波避難タワーを整備する。 (2) 整備における基本方針 緊急一時避難所及び津波避難ビルの指定が困難な区域で、石巻市地域防災計画の津波浸水想定に示す津波が発生した場合、浸水の区域外に避難が困難な、一定の条件を満たす区域に整備する。 (3) 整備計画の進め方 整備は、用地確保がなされたものから順次進める。用地の確保は、極力、公有地とし、困難な場合は民有地とする。 (4) 構造基準 津波避難タワーの構造を「津波避難タワー構造基準」として要件を定めた。夏季及び冬季の気温を考慮し、居室型の津波避難タワーとする。

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>1 本市の津波避難対策の推進と、安全が図られることで、就労と産業復興が図られる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>1 他市の施策例</p> <p>(1) 東南海地方などですでに整備されている津波避難タワーは、居室部分のない歩道橋型が一般的である。</p> <p>(2) 近隣市町の状況は次のとおり。</p> <p>ア 女川町 5基（展望台つき円筒型）</p> <p>イ 仙台市 0基（居室型を整備予定）</p> <p>ウ 東松島市 0基（現在予定なし）</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>1 渡波保育所跡地</p> <p>平成25年6月下旬から地質調査委託</p> <p>平成25年7月中旬から設計業務委託</p> <p>平成26年3月から建設工事</p> <p>平成26年11月 運用開始</p> <p>2 漁業無線局跡地、魚町西側</p> <p>平成25年6月 用地取得交渉</p> <p>平成25年9月 第7次復興交付金の土地取得費等の増額変更申請</p> <p>平成25年10月以降に土地取得、地質調査、設計業務、建設工事</p>
<p>⑨ その他</p>

石巻市津波避難タワー整備指針

1 目的

東日本大震災は、かけがえのない多くの生命や財産を一瞬のうちに奪い、本市に未曾有の被害をもたらした。また、この震災により震災前に避難場所としていた多くの学校施設等の公共施設も甚大な被害を被った。

このような状況から、特に本市沿岸部において、いち早く津波等の災害から市民の安全を確保する必要があることから、石巻市地域防災計画に基づき避難タワーを整備するに当たり、ここに整備指針を示すもの。

2 整備における基本方針

緊急一時避難所及び津波避難ビルの指定が困難な区域で、石巻市地域防災計画の津波浸水想定に示す津波が発生した場合、浸水の区域外に避難が困難な区域に整備する。

整備は、宮城県知事が設定する津波浸水想定区域で、次のいずれかの条件にあること。

- (1) 第1線堤と第2線堤の間の区域であること。(公有水面を除く)
- (2) 第2線堤より内陸の区域であるが、石巻市地域防災計画に定める避難生活避難所、津波避難場所、避難ビル等の緊急一次避難所等から距離があり、避難が困難であると認められる区域であること。
- (3) 緊急一次避難所等の収容人数が、当該地域の人口及び就業人口等と比較し、明らかに不足する区域であること。

3 整備計画の進め方

本決定による整備は、用地確保がなされたものから順次進めるものとする。用地の確保については、極力、公有地とするが公有地の取得が困難な場合は、民有地により整備する。

整備に際しては、津波避難タワー設置場所周辺の住民説明等を行うほか、関係者や関係団体への説明などを行うこととする。

4 整備計画の見直し

近隣の津波避難ビルの指定状況や第1線堤、第2線堤等の復興事業が変更になるなど、その他の事情により、整備を不要とする、整備位置を変更する、整備時期を変更する、あるいは整備箇所を増やす必要があるときは、その都度、整備計画を見直すこととする。

5 構造基準等

避難タワーの構造は、以下の要件を満たすものとし、詳細は別に定める「石巻市津波避難タワー構造基準」によるものとする。

- (1) 東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（H23.11.17 国土交通省通知）による技術的基準に適合するものであること。
- (2) 整備箇所において、今次津波の浸水深以上の高さに、避難する場所があること。
- (3) 津波の発生時において、当該施設が市民等に開放されること、その他当該施設の管理方法が内閣府令・国土交通省令で定める基準等に適合するものであること。

6 避難スペース

- (1) 外気分断性をもった構造とする。
- (2) 誘導照明灯、備蓄品倉庫、自家発電装置、蓄電設備等の設置を行う。
- (3) 津波発生時においても情報の収集、発信が可能な複数の通信手段を設置する。

7 担当 防災対策課